

木造住宅解体工事費補助制度

■対象となる住宅

次に掲げる全ての要件を満たす木造住宅

1. 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工されたもの
2. 延べ床面積 30 m²以上のもの
3. 次のいずれかの診断結果に該当するもの
 - ・ 市の無料耐震診断の判定値が 1.0 未満と診断されたもの
 - ・ 容易な耐震診断により 倒壊の危険性があると判断されたもの
4. 同一敷地内において、市の耐震化促進に関する各種補助金の交付を受けていないもの

⚠ 申請前に契約・着工・工事完了の場合、補助金の対象となりません

■対象となる工事

対象となる住宅の 一棟全てを解体する工事

(ただし、昭和 56 年 6 月 1 日以降に増築された部分については除外することができます。)

申込受付期間:12月末日まで ※末日が土・日・祝日の場合は直前の開庁日

■補助金額

解体工事費(対象項目のみ)の23%に相当する額、又は20万円のいずれか小さい額

(参考例)

解体工事費(対象項目のみ)が100万円の場合、23%に相当する額は $100 \text{万円} \times 0.23 = 23 \text{万円}$ 。上限 20 万円の方が小さい額となるので、補助金額は 20 万円。

豊橋市役所 建設部 建築物安全推進課 TEL : 0532-51-2375

申請から補助金支払いまでの流れ

申請者

市役所

